高農政第300号令和7年3月5日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島 市長

市町村名 (市町村コード)		高島市 252123				
地域名 (地域内農業集落名)		今津地域 保坂地区 (保坂)				
協議の結果を取り	まとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)				

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
 - |・水稲栽培が中心。
 - ・中山間地域であり、傾斜地が多く、農地の保全に労力を要する。
 - ・山に囲まれた農地であるため、獣害被害が深刻。
 - ・河川から水路への取水施設が破損しており、簡易ポンプで応急対応しているが、修繕の目途は立っていない。
 - ・耕作者は70歳代と80歳代の2名のみで、後継者の目途も立っていない。
 - ・地区内人材に限界があり、今後は他集落からの入作や新規就農者等の参入を期待する。
- (2) 地域における農業の将来の在り方

・条件が悪い農地も将来的に荒廃しないよう、粗放的な管理に努める。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区	7.7 ha	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.7 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	3.6 ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業	の将来の在りた	方に向け	ナナこ <u> </u>	農用地の効率的かつ総 [・]	合的	かな利用を図るた	め	こ必要な事項		
	(1)	農用地の集積	、集約化	(က)	方針						
	•農	業委員、農地利	川用最適	化排	推進委員と連携し、担い [、]	手硌	雀保、農地利用 に	こつ	いて検討していぐ	\ .	
	(2)農地中間管理機構の活用方針										
	・新たな担い手を確保できた際には、農地中間管理機構を通じた農地の賃借を基本とする。										
	(3)基盤整備事業への取組方針										
	・助成金、融資等を利用し用排水路、農道等の維持管理を図る。										
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針										
			次ある農	業約	Z営の拡大や新規就農等	等の	希望がある場合	は	、意向を踏まえた	よが	ら関係機関と
	連携	隽し対応する。									
	ᄼᇎᆘᇷᄴᅺᄓᄝᄱᇫᄷᇫᅖᄴᅷᅜᆚᅠᆙᆿᆂᄴᅺᄷᆞᇫᅖᄱᄴᆂᆍᅻᇫᅜᄆᅷᄾ										
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針										
・JA等から情報提供を受け、必要があれば適時検討する。											
	以T	下任意記載 事項	(地域の	実	情に応じて、必要な事項	į£يً	選択し、取組方金	 を	記載してください)	
	V	①鳥獣被害防.	止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化·輸出等		⑤果樹等
		⑥燃料•資源作	物等		⑦保全•管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等	✓	⑩その他
	【選	択した上記の取	双組方針	-]							_
	1)兽	状害の防止に向	け、集落	客に	よる環境点検を定期的に	こ行	` う。				
	10 E	目標地図と異なる	る利用を	·検	討する場合は、随時組合	內	で対応を協議し	、計	画の変更を市に	申	し出る。